

町民から寄せられたご意見・ご要望への対応

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取組み状況
H26. 11. 6	「税滞納、給食費未払いに対する対応」について	<p>(1)町税・保育料・介護保険料等の滞納はどれくらいあるのか。また、それらに対する対応は、どうしているのか。一部の人がだけ支払わないのは納得いかない。滞納者、未払い者に対し、もっと働きかけをしてほしい。</p> <p>(2)小中学校の給食費を払わない家庭も多いと聞いた。同じ給食を食べているのにおかしいと思う。払えないなら、児童手当から引いたら良いのでは。全体の何%の人が未払いなのか知りたいです。また、給食費の徴収は小学校側でなく、教育委員会や役場、給食センターや側すべきでは。先生方に集金させるのはおかしいと思いますが…。先生方は日常の生徒対応で大変です。</p>	<p>町民課 子育て支援課 教育総務課 羽合学校給食センター 東郷学校給食センター</p>	<p>(1)本町の税及び保育料等の滞納状況（H25 年度末）は、下記のとおりです。 町税等：約 1 億 2007 万円 保育料：約 453 万円 ※町税等は個人住民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、入湯税、たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計額です。 本町では、負担の公平性の確保と住民サービスの財源確保のため、滞納のある方には次のような対応を行っています。また、税の高額滞納者や長期間の滞納者については、鳥取中部ふるさと広域連合に委託し、滞納額の解消に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や面談による個別納付相談、督促、催告 ・児童手当からの徴収申出勧奨（保育料・給食費等） ・差押えなどの滞納処分（税等、保育料等） <p>今後も、公平な負担と財源確保のため、滞納額により一層の削減を目指し滞納整理に取り組んで参ります。</p> <p>(2)本町の小中学校の給食費の滞納割合は全体の約 1%（H25 年度末）となっております。大部分の保護者の皆様には適正にお支払いいただいておりますが、滞納者については、ご本人様の申し出により、児童手当を給食費の支払いに充てていただく場合もあります。 給食費の集金は、当該年度に係る給食費は学校が、前</p>

町民から寄せられたご意見・ご要望への対応

				<p>年度までの滞納分は、給食センターと教育総務課で集金しております。学校での集金手続きは、口座振替の手続きや、督促状の送付などを行っております。基本的には教員での集金はしておりませんが、持参された給食費の受け取りや、催促文書の配布などをする事もあります。学校給食費の滞納は、保護者間の負担の公平性を欠くだけでなく、ほかの児童生徒に対する給食の提供に支障をきたすことにつながる恐れがあることから、今後も、教育総務課、学校、給食センターが協力して滞納対策に取り組んで参りたいと考えております。</p>
--	--	--	--	---